

株主名簿、振替口座簿

1 株主名簿

株主名簿とは、株主とその持株等に関する事項を記載、記録するために株式会社に作成が義務づけられた帳簿である。上場会社においても、株主名簿の作成は義務づけられている（121）。しかし、上場会社において株主や持株等に関する事項を記載、記録するのは、直接には振替機関や口座管理機関¹が備える振替口座簿で行い、会社法が予定している株主名簿の記載上の効力に関しては、振替口座簿への記載で代替される仕組みとなっている。株主名簿は、振替機関から会社に対する総株主通知の際に名義書換がなされる（社債株式振替 152 I）が、それ以外の場面で株主名簿の名義書換がなされることはない。そのため、上場会社における株主名簿は、基準日時点の株主を確定する意味の他、法的意味合いはほとんどない。

したがって、上場会社においては、株主管理という意味での株主名簿の機能は、かなりの部分失っていると言っても過言ではないであろう。

2 振替口座簿

（1）意義

振替口座簿は、社債や株式などの振替制度により譲渡・質入れがなされる社債や株式などに関する権利の帰属を明らかにするために、振替機関や口座管理機関が備える帳簿である。株主名簿や社債原簿と違い、社債や株式を発行した会社が備える帳簿ではない。株式を上場している上場会社においては、上場基準との関係で振替株式の制度を採用する必要がある²ので、株式の権利の帰属は会社が備える株主名簿ではなく振替口座簿の記載による（社債株式振替 140）。

振替口座簿は、多層構造となっており、振替機関が備える振替口座簿を頂点として、振替機関に口座を有する第一次的な口座管理機関があり、この第一次的な口座管理機関にさらに第二次的な口座管理機関が口座を設けることができ、以下、階層的な口座管理がなされる。そして、それぞれの振替口座簿は、社債権者や株主である加入者³ごと区分して銘柄や数などが記載、記録される（社債株式振替 129Ⅲ、Ⅳ）。したがって、この多層構造の振替口座簿は、株式に関する振替口座簿でいえば、株主名簿と違い単体の会社のための帳簿ではなく、加入者ごとにその加入者が権利を有するすべての銘柄の振替株式が記載、記録されることとなる。

その結果、振替機関及び口座管理機関の有するすべての口座管理簿を併せると、上場会社のように振替機関において扱うすべての会社の全振替株式についての権利関係を把握す

¹ 第1種金融商品取引業者や銀行が口座管理機関となる（社債株式振替 44 I）。

² 株式について振替機関による振替制度を採用するには、株券発行会社であってはならず、また、決定機関は取締役会決議による（社債株式振替 128）。

³ 振替を行うための口座を開設した者をいう（社債株式振替 2Ⅲ）。したがって、一般には社債権者や株主が加入者となるが、法律上は階層下位の口座管理機関も直近上位機関に口座を開設した加入者という位置づけである。

ることが可能となっている。

既に述べたように、株主名簿の名義書換は総株主通知の際にしかおこなわれず、株主の権利関係は、実質的に振替口座簿の記載、記録によって把握されることになる。

(2) 振替口座簿記載の効力

上場株式の譲渡は、振替株式の譲渡として行われ、譲受人の口座の保有欄に増加の記載、記録を受けることによりその効力が生じる(社債株式振替 140)。質権設定も同様である(社債株式振替 141)。振替株式においては、この振替口座簿への記載、記録が譲渡、質権設定の効力要件となっている⁴。

振替株式は、口座の記載、記録により適法な権利者と推定され(社債株式振替 143)、また、振替の申請により口座に増加の記載、記録がなされると、加入者に重過失がない限り善意取得が生じる(社債株式振替 144)。

以上のことは、株券発行会社においては株券の交付が権利移転の効力要件となっていたり(128 I 本文)、株券の所持人が適法な権利者と推定され、株券の交付を受けると善意取得が生じたり(131)するのと同様の効果を、振替口座簿の記載、記録に持たせているといえる。

3 基準日、総株主通知

株式会社は、基準日を定めて、その基準日の株主を権利行使者と定めることができる(124 I)。上場会社の場合、振替機関が会社に対して基準日時点の株主の氏名・住所、株式の種類・数などを速やかに通知することになる⁵(社債株式振替 151 I)。これを総株主通知という。この通知に基づいて株主名簿が書き換えられ、この株主名簿の書き換えは基準日に株主名簿が着替えられたものと見なされる(社債株式振替 152 I)。上場会社は、このようにして基準日時点の株主を把握し、株主名簿を書き換える。

ただし、振替機関自身は、すべての株主に関する情報を把握しているわけではないので、各口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載、記録がされた振替株式の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない(社債株式振替 152 VI)。このことによって、基準日時点での株主の情報が振替機関に集約され、これが会社に通知される。

会社としては、基準日時点の株主の権利行使を、当該基準日から 3 か月以内に行わせなければならない(124 II)。例えば 3 月末日決算の会社が 3 月末日を基準日と定めて定時株主総会での議決権行使可能な株主とした場合、6 月末日までには定時株主総会を開催して議決権を行使させなければならないことになる。

基準日は、定款で定めるか、会社が任意定めることになるが、任意定めた場合、会社は

⁴ 振替株式が信託財産に属する旨の記載、記録については、「第三者対抗要件」となっている(社債株式振替 142)。

⁵ ほかに総株主通知を行う場合は、株式併合の効力が生じた場合、特定の銘柄の振替株式の全部の記載、記録を抹消する場合、半期経過時(事業年度を 1 年とする会社の場合)などである(社債株式振替 151 I)。ここでは以下、「基準日等」という。

基準日の二週間前までに当該基準日、当該基準日株主が行使できる権利について公告しなければならない（124Ⅲ）。

4 株主名簿の備置

株主名簿は、本店又は株主名簿管理人が存在する場合はその営業所に備え置き（125Ⅰ）、株主や債権者の閲覧・謄写に応じなければならない⁶（125Ⅱ）。

もつとも、上場会社の株主名簿は、基本的に基準日など総株主通知によって名義書換がなされたと見なされる時点での株主の情報が記載されているだけなので、株主名簿を閲覧・謄写しても、閲覧・謄写日の株主を把握できるわけではない。結局、上場会社においては、基準日等以外の時点での正確な株主情報を得る手段は存在しないというほかない。

5 株主名簿管理人

会社は、株主名簿に関する事務を行う株主名簿管理人を置く旨を定款で定め、株主名簿管理人に事務委託できる（123）。会社法上は任意の制度であるが、上場会社の場合、上場基準との関係で株主名簿管理人の設置は必須のようである。

6 会社の免責等

会社が株主に対して行う通知または催告は、株主名簿記載の住所宛に発すれば足りる（126Ⅰ）。この通知、催告が株主に到達しなくても、通常到達すべきであったときに到達したものと見なされる（126Ⅱ）。そして、株主に対する通知、催告が5年以上継続して到達しない場合は、もはや通知、催告は必要なくなる（169Ⅰ）。この場合の会社の義務履行地は、本店所在地となる⁷（169Ⅱ）。

もつとも、上場会社のような振替株式の場合、総株主通知に際して名義書換が行われる基準日等の時点の株主以外は、株主名簿記載の株主と実際に会社に対して株主として対抗しうる株主は当然食い違う。したがって、株主総会招集通知のような基準日時点の株主を対象とする場合は、上記規定は妥当するが、基準日以外の株主を対象とする場合は、株主名簿記載の株主に宛てて通知しても、あまり意味がない。そのため、会社法上株主に対する通知が必要とされている事項で公告に代えることができる事項に関しては、むしろ公告をしなければならないものとされている（社債株式振替 161Ⅱ）。

また、会社は株主名簿記載の者を株主として扱えば、その者が株主でなかったとしても、会社に悪意・重過失がない限り免責されるということが言われる。しかし、その理論的根拠として伝統的に説明されていたのは、かつては株券発行が必須であり、名義書換には株券の提示に基づいて行われるところ、株券所持者は適法に権利を有するものと推定される（現行会社法上は、131Ⅰ）からであり、株券所持者の資格授与的効力にその淵源がある。

⁶ 閲覧謄写請求を拒める場合は、125条3項各号に列挙されている。

⁷ 例えば配当財産の交付方法は、本来は持参債務である（457Ⅰ）。

株主の振替口座簿における口座の記載、記録も、適法に権利を有するものと推定されるが（社債株式振替 143）、株主名簿の名義書換は総株主通知の際にしか行われなければならないことは既に述べたとおりである。したがって、この意味での免責的効力も基準日等、総株主通知により名義書換がなされたとみなされる時点における場合だけしか問題とはならないというべきであろう。